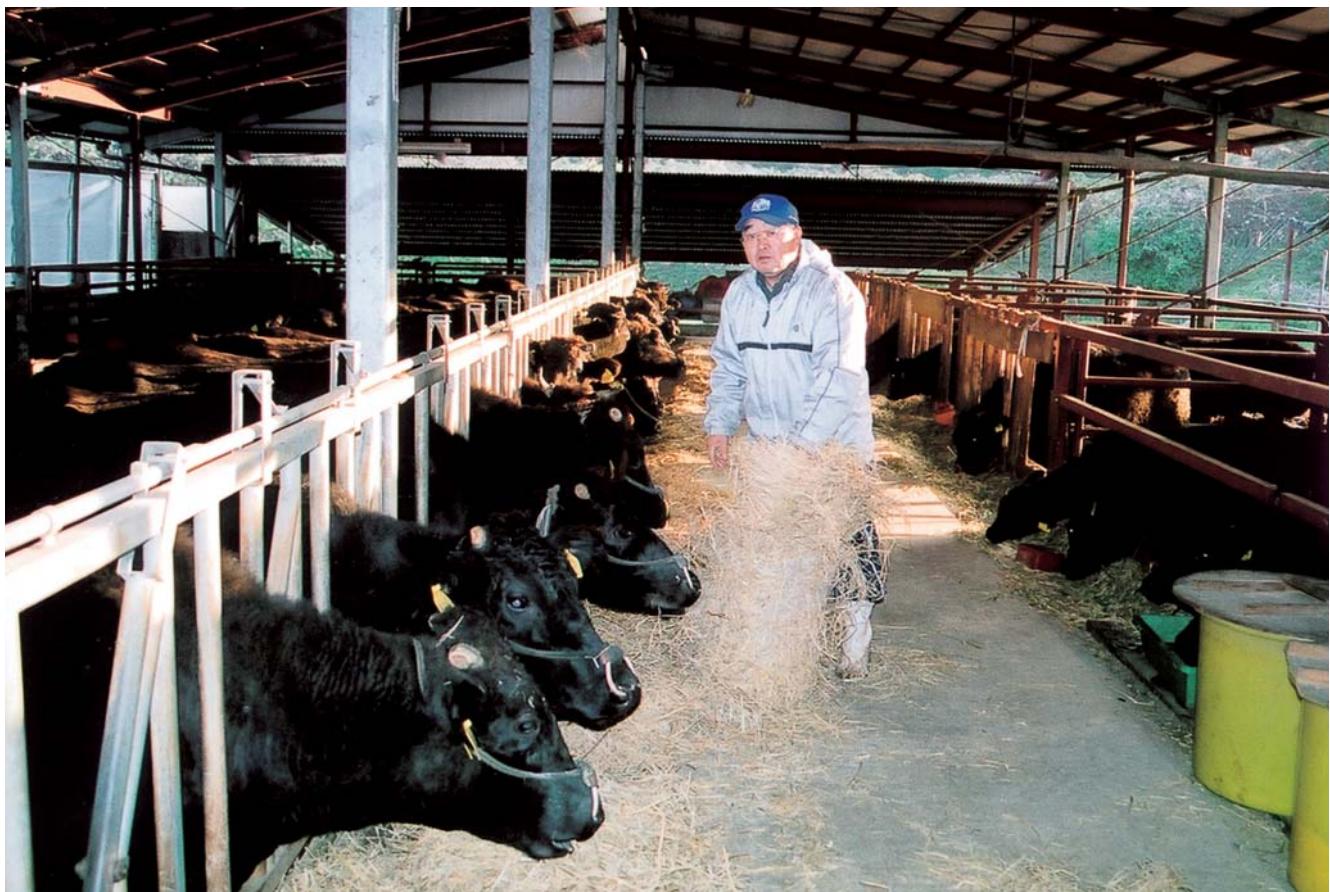


まつうら 農業委員会だより

第3号

平成19年2月1日発行

発行 松浦市農業委員会
編集 委員会だより編集委員会
TEL(0956)72-1111



“ガンバル”まつうら農業

益本 徳市さん(松浦市調川町松山田免)

[関連記事は8ページに掲載しています。]

● 主な内容 ●

◆新春を迎えて	－会長挨拶－	……………	2
◆年頭のご挨拶	－市長挨拶－	……………	3
◆我が町の自慢	－木太刀の舞－	……………	4
◆農業委員視察研修		……………	5
◆「声」	－小さな声－	……………	6
◆“ガンバル”	まつうら農業	……………	8

- 定例農業委員会の開催日は原則として毎月27日です。
- 農地転用申請受付期間は、原則として毎月8日から14日までです。
- 農地に関する相談事は、地元農業委員または農業委員会事務局へお尋ねください。

新年のご挨拶

松浦市農業委員会

会長 木原 勇一



新年明けましておめでとうございます。

皆様方には、平成十九年の新春をご健勝にてお迎えのこととお慶び申上げます。常日頃から、農業委員会活動につきましては、ご指導、ご協力を頂いておりましたことに對しまして、厚くお礼申上げます。

昨年は、一市二町の合併が実現をして、新しい松浦市が誕生した節目の年でありました。

農業委員会も昨年四月に合併後の委員の改選が行われ、新しい構成組織となつて初の新春を迎えております。

昨年を振り返りますと、異常気象に悩まされ、後半には台風十三号による大雨

により農作物をはじめ農業関係施設等に

甚大な被害が発生しまして、大変なご苦労をされた事と存じます。

本市の農業も、就農者の高齢化による遊休荒廃農地の増加傾向と、猪による被害、農産物の価格の低迷等、多くの難問題を抱えております。

一方、国際的には自由貿易協定を基本とする交渉が加速されており、日本の農政もいよいよ本年から大きく転換をされて行くことになりました。

そういう中にはありますが、農業委員会と致しましても、担い手の確保、育成、遊休農地の意欲ある農業者への集積、農地の実態把握等、地域の農業振興の一助となりますように、小さな努力を積み重ねながら活動して参りたいと存じますので、よろしくお願ひ申上げます。

結びに、本年が皆様方にとりまして、素晴らしい年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

本年もよろしくお願ひします。

農業委員

今福地区

太田 勝義

田中 晴美

山本 隆茂

調川地区

井元 末廣
宮崎 敏和

萩原 茂

志佐地区

木原 勇一
戸山 政行

久保川 久
松永 逸男

上志佐地区

浦上 文雄
新見 久

城 銀次郎
松本 忠俊

御厨地区

岩木 功
村田 寛典

田中 翔
山川 重晴

星鹿地区

松田 守幸
山口 貴久

森 興太郎
吉元 政弘

鷹島地区

浦田啓四郎
田口 勝久

川上 博昭
増山サエ子

福島地区

吉田 政明
大石 徹麻
山内 重則

川下 實
山本 鉄美

前田 嶽
田中 裕志
松本トシコ

田中サナエ
永田 博

年頭のご挨拶

松浦市長

友 広 郁 洋



農家の皆様もご苦労が多い年ではなかつたかと存じます。

そのような状況の中、特に昨年は、国が推進する集落営農及び農地・水・環境保全向上対策について、それぞれ集落ごとの説明会を開催し、皆様に取り組みをお願いしてまいりました。

本年も、これらの取組みを強力に推進するとともに、農業生産基盤の強化、米の代替作物の検討、肉用牛の維持・増頭、有害鳥獣対策にも積極的に取組むこととしております。

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、輝かしい平成十九年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年は、合併により新しい松浦市が誕生した記念すべき年がありました。しかし、一方で、秋雨前線による集中豪雨及び台風十三号の襲来により、水稻をはじめ、さまざまな農作物の生育や収穫に大きな影響が出た一年でした。

また、増え続けるイノシシ被害についても、その対策に頭を悩ませた年であり、



今回は、御厨町寺ノ尾免の八幡神社で、毎年、十一月十五日の地区のお祭りで奉納される『木太刀の舞』を紹介します。

これは、江戸時代から伝わるもので、木太刀を肩に担ぎ鈴を片手に舞う神楽で、伝えられています。

地区の安全と五穀豊穣を願つて奉納される神主の舞に、人々は和やかな時間を共にしています。

(農業委員 森 輿太郎)

購読料は、月六百円です。

お申し込みは、地元農業委員または農業委員会事務局（分室）にお願いします。

電話 事務局 ○九五六七一一二（内三二）
福島分室 ○九五五四七一三二（内二）

鷹島分室 ○九五五四八一三二（内四三）

我が町の向慢

木太刀の舞



農業経営の参考に！ 全国農業新聞を読みましょう。

内容は平戸神楽と同じ
だそうです。

使われる太刀は、イ
タビの木で作成されて

おり、地区では、その
昔、イタビの木で作つた太刀を奉納した
翌年から豊作になつたことから、毎年イ
タビの木で太刀を作るようになり、大き
ければ大きいほど、来年は豊作になると
伝えられています。

全国農業新聞は、全国の農業者に愛読
される農業総合専門誌で、月四回の毎週
金曜日に、農業者に的確な情報提供を行
っています。

今後の農業経営の参考に、まだ読んだ
ことのない方は、読んでみませんか？

- ①新制度の年金は、「積立方式」の長期的に安定した年金制度です。
 - ②国からの保険料助成がある唯一の政策年金です。
 - ③80歳までの保証が付いた終身年金です。
 - ④将来の老後設計に合わせ、自由に選択できる保険料です。
 - ⑤税制面で大きなメリット措置があります。
- 詳しいことはJAか農業委員会事務局までお気軽にお尋ねください。
- また、加入手続きはJAの各支店で行っております。

「農業者年金」でゆとりある老後を！

年金は「農業者だけ」が加入できる農業者年金です。

年金は「湧き水」のようなものです。
まわりの人が年金をもらっているのに、自分がもらえないで後悔することのないようにした
いものです。

組合を視察しました。

西予市では、集落営農として新城生産組合を視察しました。



香川県綾川町では、農業委員会活動を
視察しました。
三日間の研修は、とても有意義で、
今後の活動に活かして行きたいと思
います。

(農業委員 永田 博)

十一月八日（水）までの三日間、農業委員先進地視察研修として、愛媛県西予市と香川県綾川町へ農業委員三十名と事務局二名で、研修に行きました。

去る平成十八年十一月六日（月）から十一月八日（水）までの三日間、農業委員先進地視察研修として、愛媛県西予市と香川県綾川町へ農業委員三十名と事務局二名で、研修に行きました。

通の危機感が、生産組合の設立へと向かわせ、現在では地区内の農地の約半分を集積し、転作により生産した大豆を利用して豆腐の加工販売を行っているということでした。

香川県綾川町では、農業委員会活動を
視察しました。

合併したばかりで、人口も松浦市と同じくらいでしたが、農業委員数は松浦市より六名少ない三十一名で、補助事業を活用した活動をされているようです。



農地パトロール風景

やめよう！農地の無断転用

許可なく農地を転用する行為は農地法違反で、厳しい罰則が与えられます。

農地等の権利取得の効力を生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復を命ずることが出来ます。
これらに違反した場合は、三年以下の懲役または三百万円以下の罰金が科せられます。



模農家の育成にばかり主眼が置かれている気がします。

しかし、私たちは海と山とに挟まれた国土に住んでいるのです。

当地域にも大きな平野はありません。

私は自身は農業者ではありませんが、日々

農家の方々と接する機会が多い農協職員として感じていることを語りたいと思います。

志佐地区の農家を訪ねてみると、農業だけで生計を立てているところはほんの一握りです。

実際に終日農業を営んでいるのは、これまで苦労を重ねてきた

ご高齢の方で、働き盛りの世代は農業以外の職についている方が多いのではないでしょか。

日暮れに職場から帰宅し、休む暇もなく田畠に出られる方も多く、その姿には頭の下がる思いです。

国の施策を見ていくと、農地の集約・大規

「小さな声」

J A ながさき西海松浦支店

網本 裕之

元の『百姓』なのです。

土地の集約は困難でも、小さな声の集約

は可能。

声を上げましょう！

(農業委員 松永 遼男)



徳島県 かずら橋にて

松浦市農業者年金 受給者協議会視察研修

松浦市農業者年金受給者協議会(会長・松本 久)では、平成十八年十一月十五日から十七日までの三日間、四国で研修旅行が行われ、四十八名が参加しました。

相続税・贈与税における 「相続時精算課税制度」

**農地を後継者へ贈与する場合
の贈与税について**

通常、財産を贈与すると贈与税がかかります。したがって農地を後継者へ譲りうとされる場合も税のことがありになることと思います。

平成十五年から「相続時精算課税制度」が新設されています。これは、簡単にいうと贈与時には二五〇〇万円までを特別控除額として課税しないで、相続時に贈与分についてもまとめて精算して課税するものです。相続税は五千万円十一千万円×法定相続人數まで基礎控除がありますので、結果的に相続時精算課税制度を利用すると贈与税がかからない場合もあります。

詳しくは農業委員会事務局までお尋ねください。

相続時精算課税制度のあらまし

平成15年1月1日以降に財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

- ・財産を贈与した人（贈与者）が65歳以上の親であること。
- ・財産の贈与を受けた人（受贈者）が20歳以上の子であること。

《例》

◎夫婦と子1人の家族で、贈与者（夫）の財産が7,000万円あったとします。

- ・1回目の贈与 2,000万円
特別控除額 2,500万円の範囲内ですので贈与税はかかりません。
- ・2回目の贈与 1,500万円
贈与額は合計で3,500万円となり、特別控除額2,500万円のワクを1,000万円超えてまいります。

※この1,000万円に対して、一律20%の税金がかかることがあります。したがいまして、贈与税額200万円が確定することになります。

◎この状態で相続をむかえたとします。

子への贈与財産はすでに3,500万円で確定していますので、残った財産の相続税評価額にこの3,500万円がプラスされます。

財産の増減がそれほどなかったとした場合、残った財産の価額も3,500万円であり、相続時の財産評価額は7,000万円となります。

これを基に相続税を計算すると、

相続税には基礎控除があり5,000万円プラス法定相続人の数×1,000万円が控除できますので、この場合は7,000万円までが控除できることになります。

この例の場合、財産評価額が7,000万円ですので、基礎控除額のワク内にありますので、相続税はかかりないということになります。

したがって、2回目の贈与の時点で支払った贈与税200万円は還付されることになります。

まつうら農業

ガーバル

表紙の紹介

五年前に脱サラをし、私は牛飼いを始めました。

父達が牛を飼っていたという事もあり、何の抵抗もなく、自然にこの仕事に入りこめたと思います。

しかし、何の知識もなく、また、頭数も少なく、どうやって、やつて行こうかと考えている時に、ちょうど多頭飼育を始めようという仲間と共に、ビジョン21を立ちあげました。

平成十五年に牛舎建設をし、今現在、

繁殖牛十九頭を飼育しています。

生き物が相手なので、毎日が気をゆるせません。

健康状態もさることながら、いかにして良い牛を出荷していくかが課題です。セリ市があつた後には、反省の日々です。

月に一度の勉強会では、牛飼いの仲間との交流があり、また、地域との交流の

幅が出来たように思い、牛飼いを始めてよかつたなあと感じています。

そしてもう一つ付け加えれば、家族の協力が身にしみる思いです。

これから牛飼いに専念する以上は、二十四頭まで増やし、そして優良畜産農家を目標とし、少しでも安定した経営状態で子供に譲れるよう頑張りたいと思います。

(農業委員 井元 末廣)



お詫びと訂正について

昨年は、台風被害により農作物に大きな被害が出た年でした。今年は、我が町の自慢で紹介した豊作を願う『木太刀の舞』や、皆様の祈りが通じて欲しいものです。

おかげさまで、農業委員会だよりも三号を発行することが出来ました。これからも、農家の皆様に親しまれ、お役に立てる記事を考え、頑張りますので、よろしくお願いします。

(編集委員一同)

農業委員会だより第二号の『我が町の自慢』に掲載していた『ぎぎが浜』の写真は、青島の『宝の浜』でした。

掲載に誤りがありましたことをお詫び申し上げます。

(編集委員一同)

編集室から